

# 茂原市津波避難計画

平成29年11月

茂原市

# 目 次

## 第1章 総 則

- 1 目 的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意味

## 第2章 避難計画

- 1 避難対象地域・避難者数
- 2 避難路
- 3 津波避難場所・避難所
- 4 避難方法

## 第3章 初動体制

- 1 職員の参集体制
- 2 津波情報等の収集・伝達

## 第4章 避難指示の発令

- 1 発令基準
- 2 伝達方法

## 第5章 避難行動要支援者の避難対策

## 第6章 津波に対する防災教育、広報・啓発の実施

## 第7章 実践的な津波避難訓練等の実施

## 第1章 総 則

千葉県は、過去に大きな津波被害をもたらした元禄地震、延宝地震について、古文書等の資料や海底の状況、海岸地形、津波防災施設の設置状況、後背地表面の地質、高さ、河川の流入状況、過去の津波浸水地域等を考慮して実施した津波シミュレーションの結果を基に津波浸水予測図を作成し、平成24年4月25日発表した。

この津波シミュレーションによると、九十九里沿岸に発生する津波では、新元禄地震モデルによるものが最大で、津波高8.2m、津波到達時間は地震発生から30分後と想定した。この地震による本市への津波浸水被害は無かったが、千葉県は東日本大震災を踏まえ、想定外として気象庁が発表する津波警報の発表基準に合わせ、10mの津波が九十九里沿岸に発生した場合も想定した。

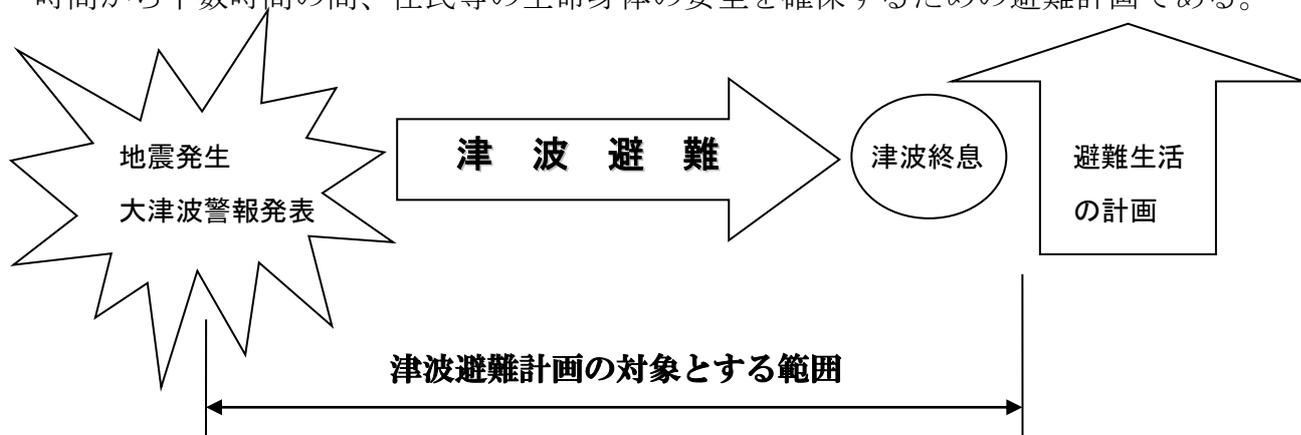
これによると、本市においては清水地区が浸水深50cm未満の浸水で、流速は人の歩く速度よりも遅い秒速1mに満たない予測となっている。しかし、若干ではあるが、本市における津波の浸水が予測されたことにより本計画を策定し、想定外の大規模な津波が発生した場合においても、行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう対策を講ずるものである。

なお、本計画が発動する場合、長生郡内の7市町村で策定した「長生郡市広域災害対応計画」も連動して発動することから、想定津波等諸条件は統一するものとし、津波高10mは特定の地震を想定していないため、津波到達時間は新元禄地震の想定に基づき地震発生から30分後とした。

### 別紙第1 「茂原市の津波浸水想定区域」

## 1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命身体の安全を確保するための避難計画である。



## 2 計画の修正

この計画は、適宜、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

### (1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

### (3) 津波避難場所（指定緊急避難場所）

津波の危険から避難するために、原則として市が避難対象地域外に指定する場所をいう。

### (4) 避難所（指定避難所）

住宅が損壊した被災者等が長期にわたって避難する場所で、市が避難対象地域外に指定するものをいう。

### (5) 避難路

津波避難場所（指定緊急避難場所）まで安全に到達できる経路で、市が指定する主要幹線道路をいう。

### (6) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難することに特に支援を要する者をいう。

## 第2章 避難計画

<避難対象地域・想定避難者数・避難路・津波避難場所・避難所>

避難対象地域		想定避難者数	避難路	津波避難場所 (指定緊急避難場所)	避難所 (指定避難所)
地区名	自治会名				
清水	清水	41世帯 92人	市道1級22号～23号～ 18号線	豊岡小学校	豊岡小学校 (収容人員:239人) 豊岡福祉センター (収容人員:181人)
	清水親和	109世帯 244人	市道3級3088号線～県道 正気茂原線～市道1級18 号線		
合計		336人			

以下、各項目の考え方について説明する

### 1 避難対象地域・避難者数

10mの津波が九十九里沿岸に発生した場合、本市において清水地区が浸水深50cm未満ではあるが、津波の浸水が予測された。このため、この津波浸水想定区域よりも更に広い範囲を避難対象地域として定め、避難者数は、自治会世帯数、自治会加入率等から想定した。

### 2 避難路

避難対象地域から津波避難場所（指定緊急避難場所）までの短時間で安全に到達できる経路で、主要道路を設定した。

別紙第2 「避難路」

### 3 津波避難場所・避難所

津波避難場所（指定緊急避難場所）は避難対象地域外の豊岡小学校とし、必要に応じ避難所（指定避難所）を開設するものとする。なお、住居への被害が甚大で、通常の生活が困難となった方々が多数発生し、豊岡小学校で収容できない場合においては、津波の浸水状況を確認の上、豊岡福祉センターも開設し、避難者の受け入れ体制を整えるものとする。

また、長生郡市広域災害対応計画に基づき他町村から被災者を受け入れる場合、努めて豊岡小学校や豊岡福祉センター以外の場所を津波避難場所（指定緊急避難場所）や避難所（指定避難所）として指定し、協力する。

### 4 避難方法

避難方法は、徒歩や自転車を原則とするが、津波避難場所（指定緊急避難場所）へ避難するまでの所要時間が30分を超える場合や避難行動要支援者を避難させる場合は、車両等の使用による避難を認めるものとする。

なお、できる限り海岸や河川から遠く離れ、浸水域外のより安全な場所へ避難することが基本であるが、御蔵芝橋や北日当橋を通り南白亀川を渡る必要があることから、避難開始が遅れ、津波の到達が切迫した場合や南白亀川を津波が遡上することを考慮し、あえて屋外へ避難することよりも建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる場合がある。

<参考>

津波高と被害程度 （抜粋） 【津波工学研究報告(1993)による】

浸水深2m未満の場合は、津波の速度や建物の耐震性等にもよりますが、木造家屋は部分破壊にとどまり、また、鉄筋コンクリートビルは4m程度の津波に持ちこたえたとされています。

### 第3章 初動体制

#### 1 職員の参集体制

津波警報において、津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報が発表された場合、関係職員は直ちに第1配備（自動配備）をとる。

また、予想される津波高が10m以上の場合、直ちに避難対象地域に避難指示（緊急）を発動し、関係職員は第2配備（自動配備）をとる。

なお、茂原市地域防災計画により、市内震度4以上を記録した場合は、関係職員による自動配備となる。

配備体制をとったならば、速やかに関係機関に連絡する。

#### ＜気象庁の津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分＞

警報・注意報 の分類	津波の高さ予想区分		発表する津波高さ	
	予想高さ	発表基準	数値表現	定性的表現
津波注意報	0.2m～1m	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1m	表記しない
津波警報	1m～3m	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
大津波警報	3m～5m	3m < 予想高さ ≤ 5m	5m	巨大
	5m～10m	5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
	10m～	10m < 予想高さ	10m超	

※ 部分が避難指示(緊急)の対象となる。

自動配備により参集した職員は、直ちに情報収集すると同時に、津波の状況に応じ避難対象地域に対し、防災行政無線などにより避難指示（緊急）を発令する。また、避難者の状況により、指定避難所開設の体制を整える。

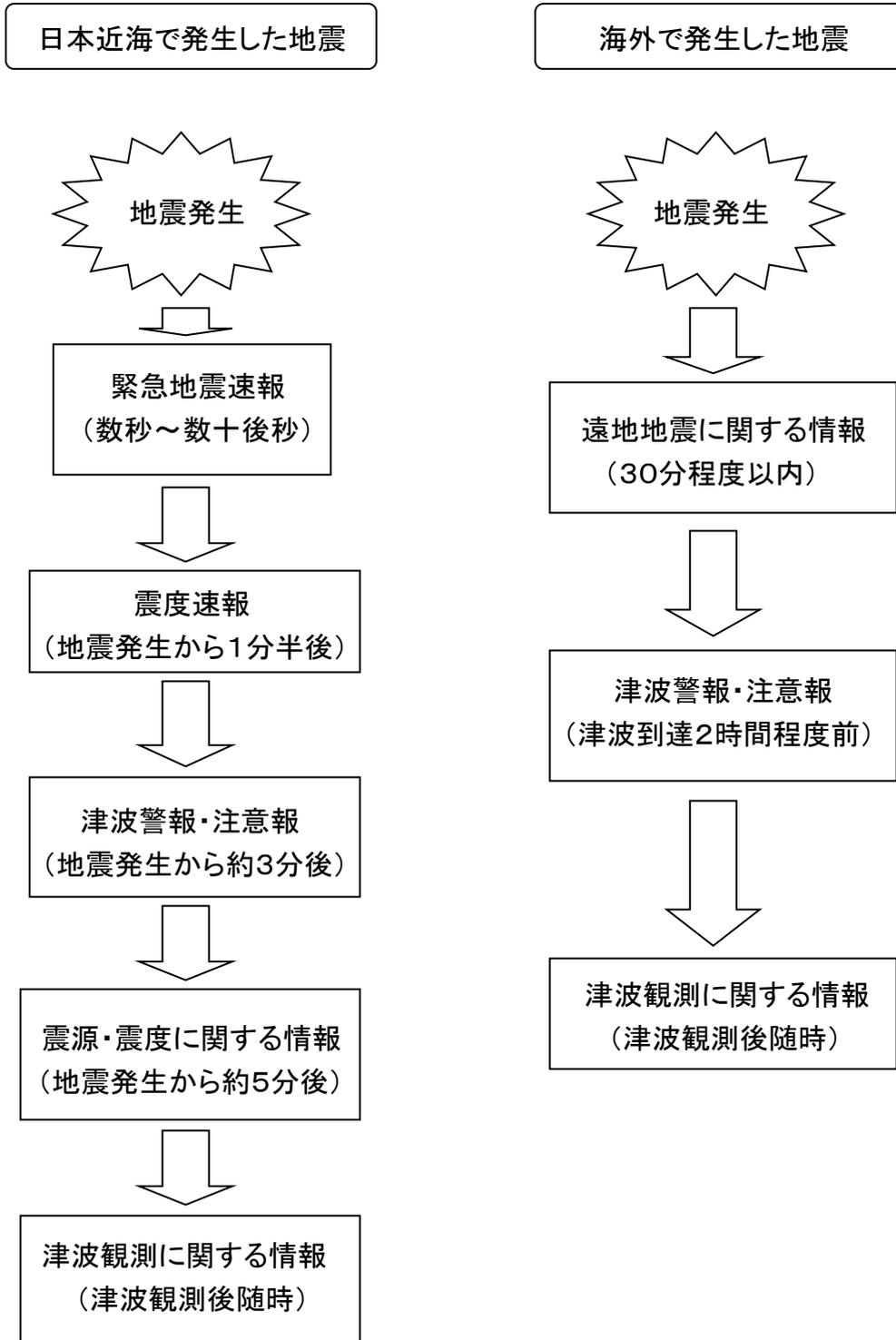
#### 2 津波情報等の収集・伝達

##### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報の伝達系統及び伝達内容は次のとおりとする。



< 気象庁が発表する情報の流れ >



## (2) 町村からの情報収集

海岸沿いの町村から可能な限り津波の状況及び避難状況等に関する情報を収集するものとする。

### <海岸沿い町村の連絡先>

	衛星電話		NTT	
	電話	FAX	電話	FAX
一宮町	421-721	421-722	42-2111	42-2465
長生村	423-721、723	423-722	32-2111	32-1194
白子町	424-721	424-722	33-2111	33-4132

## 第4章 避難指示(緊急)の発令

### 1 発令基準

#### (1) 避難指示(緊急)の発令の基準

千葉県九十九里・外房に大津波警報及び予想される津波の高さが10m以上と発表されたとき、避難対象地域に避難指示(緊急)を発令する。

#### (2) 避難指示(緊急)の解除の基準

大津波警報の解除が気象庁から発表された時点を原則とする。

### 2 伝達方法

地震・津波に関する情報、避難指示(緊急)の発令の伝達方法は、防災行政無線、もばら安全安心メール、エリアメール、広報車など多様な手段を活用する。

#### (1) 防災行政無線による方法

避難指示(緊急)の放送箇所は、避難対象地域である清水地区とし、次表の防災行政無線の屋外子局を活用し、地域住民に対し避難指示(緊急)を伝達する。

### <防災行政無線による放送箇所>

局名	個別番号	所在地
清水北部	47	茂原市清水1357
清水南部	48	茂原市清水2264-1

### <避難指示(緊急)発令例文>

サイレン15秒、4秒休止、サイレン15秒、4秒休止、避難指示発令  
こちらは茂原市災害対策本部です。  
大津波警報が発表され、〇時〇分、清水地区に対して避難指示を発令しました。  
ただちに避難場所である豊岡小学校へ避難して下さい。  
(繰り返し放送)

(命令調)

サイレン15秒、4秒休止、サイレン15秒、4秒休止、避難指示発令  
茂原市災害対策本部から緊急連絡。  
大津波警報発表に伴い、〇時〇分、清水地区に避難指示を発令した。  
豊岡小学校へ大至急避難せよ。  
(繰り返し放送)

## (2) もばら安全安心メール・エリアメール・緊急速報メールによる方法

もばら安全安心メール及びエリアメール、緊急速報メールについては、津波が発生した場合に避難が必要な地域として定めた避難対象地域である清水地区に限定して送信できないが、市内の状況を速やかに伝達する必要があることから、次の内容を配信するものとする。

### <避難指示(緊急)発令例文>

こちらは茂原市災害対策本部です。  
大津波警報が発表され、〇時〇分、清水地区に対して避難指示を発令しました。  
清水地区にお住まいの方は、ただちに避難場所である豊岡小学校へ避難して下さい。

### <避難所開設例文>

こちらは茂原市災害対策本部です。  
豊岡小学校を避難所として開設いたしました。

### (3) 広報車による方法

広報車による方法については、海外で発生した遠地地震による津波など時間に余裕があり、身の安全を確保できる場合において、防災行政無線、もばら安全安心メール、エリアメールと併せて実施するものとする。

#### <広報車による広報例文>

こちらは茂原市役所です。  
〇〇で地震が発生し、大津波警報が発表されました。  
予想される津波の到達時間は、〇時〇分です。  
清水地区にお住まいの方は、ただちに避難場所である豊岡小学校へ避難して下さい。

(繰り返し放送)

## 第5章 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動要支援者避難支援プランにより、避難行動の援助について定める。また、避難支援者は、所定の時間が経過しても避難行動要支援者が見当たらないときは、速やかに避難する。

## 第6章 津波に対する防災教育、広報・啓発の実施

津波避難の原則として、一人一人が迅速かつ主体的にできる限り海岸から遠く、より安全な場所を目指して避難することや、津波警報等が解除されるまで避難を継続することの周知・徹底のほか、近所に避難を呼びかけることが周りの人の避難を促すことになり、避難誘導する人の負担の軽減にもつながることなど、津波避難行動に関する教育を継続的に行うよう努めるとともに、津波に関する基礎的な知識や日頃の備えについて広報・啓発を行う。

## <津波避難に関する基礎知識>

### 1 津波避難行動

- ・強い揺れを感じた時又は弱い揺れでも長い時間ゆっくりと揺れを感じた時は、迷うことなく一人一人が迅速かつ主体的に避難すること。
- ・強い揺れを感じた時は、直ぐに津波が来る可能性もあることから、津波警報等の発表前でも一刻も早い避難行動が必要であること。
- ・自ら率先して早期に避難行動を開始することや近所に呼びかけることが、周りの人の避難を促すこととなる。
- ・徒歩や自転車などによる避難を原則とするが、自動車で避難する場合は、交通渋滞を避けるため、できるだけ複数人で利用する。また、海岸方向に向かうのは大変危険なので絶対に行わないこと。
- ・一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること。

### 2 津波から身を守るために

- ・地震発生直後は津波の第1波が来る恐れがある。
- ・津波の第1波は、引き波だけでなく押し波から始まる場合もある。
- ・津波は繰り返し襲って来る。第1波が最大のこともあれば、第2波、第3波など後続波が最大になることもある。
- ・津波の遡上は、一般に約1km浸水するごとに1m程度津波の高さが減少する。

### 3 災害に対する日常の備え

- ・災害が発生した場合を想定し、避難方法や連絡方法などを家族で話し合い、あらかじめ準備しておく。
- ・家具の転倒防止処置をきちんと行い、非常食、飲料水、携帯ラジオ、救急医療品などの非常持出品をリュックなどに入れて用意しておく。
- ・避難場所(指定緊急避難場所)や避難路を確認しておく。
- ・携帯電話で災害時の緊急情報として防災行政無線で放送する地震・津波情報や避難所開設など防災関連情報などを配信する「もばら安全安心メール」の登録をしておく。

(※登録方法は、「茂原市公式ホームページ」又は、茂原市携帯サイト「モバイルもばら」を参照)

- ・伝言を音声で録音・再生できる「災害用伝言ダイヤル(171)」や、携帯電話で伝言を文字で登録・確認できる「災害用伝言版」などを活用し、家族との連絡体制を確認しておく。
- ・避難訓練などに参加し、日頃から災害時にとるべき行動を身につける。
- ・過去の経験や記憶にとらわれず、これまでに経験したことのない揺れを感じたら津波を連想し、ただちに率先して避難する。

## 第7章 実践的な津波避難訓練等の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、津波避難訓練を実施するように努める。また、実施後は検討会を実施し、問題点の検証を行う。

なお、津波避難訓練については、長生郡市広域災害対応計画に基づく関係町村と連携を図り、合同訓練の実施などにより広域的な災害に備えた実践的な訓練を実施する。

### 茂原市の津波浸水想定区域

[10mの津波(施設なし)が九十九里沿岸に発生した場合]

